# 〇「高速乗合バスの管理の受委託について」(平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号)」の一部改正に係る新旧対照表

			(傍線の部分は改正部分)
改 正 後		現	行
5部一	国自安第55号 国自旅第236号 国自整第78号 平成24年7月31日 平成25年10月1日 设正 平成28年9月23日 设正 令和4年8月1日		国 自 安 第 5 5 号 国 自 旅 第 2 3 6 号 国 自 整 第 7 8 号 平成24年 7 月31日 一部改正 平成25年10月 1 日 一部改正 平成28年 9 月23日
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿		各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	
自動車局長		自動車局長	
高速乗合バスの管理の受委託について		高速乗合バスの管理の受委託について	
		道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第35条第1項の規定に基づき、高速乗合 バス系統に係る管理の受委託の許可申請がなされた場合には、同条第2条の規定によるほか、下記の基 準により処理することとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計られたい。 なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。	
智		記	
3. 委託の範囲 (1)事業の管理を委託する範囲は、適用される委託の基準に応じ、次のいずれかの範囲内であること。 ただし、委託可能な範囲の超過が、災害その他委託者及び受託者の責に帰さないやむを得ない事 情によるものと国土交通大臣又は地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が認める 場合は、この限りではない。		3. 委託の範囲 (1)事業の管理を委託する範囲は、適用される委託の基準に応じ、次のいずれかの範囲内であること。 ただし、委託可能な範囲の超過が、災害その他委託者及び受託者の責に帰さないやむを得ない事 情によるものと国土交通大臣又は地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が認める 場合は、この限りではない。	
① 2. ①の実働車両数基準を適用する場合 委託者の高速乗合バス系統全体の実働車両数に対する、高速乗合バス系統の委託に係る実働車 両数(注1)の比率(委託比率)が、年間(注2)で <u>原則1/2以内</u> であること。		① 2. ①の実働車両数基準を適用する場合 委託者の高速乗合バス系統全体の実働車両数に対する、高速乗合バス系統の委託に係る実働車 両数(注1)の比率(委託比率)が、年間(注2)で <u>原則1/2以内かつ1日当たりで2/3以</u>	

(注1): 乗合バス委託型管理の受委託及び貸切バス委託型管理の受委託に係る委託に係る実働車両数の合計をい

(注2):4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう。

# 8. 管理の受委託の期間

内であること。

(注1): 乗合バス委託型管理の受委託及び貸切バス委託型管理の受委託に係る委託に係る実働車両数の合計をい

(注2): 4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう。

# 8. 管理の受委託の期間

(1) 管理の受委託の期間は原則<u>5年間(ただし、貸切バス委託型管理の受委託において、既に受けている管理の受委託の許可に付された期限の満了後、引き続き、管理の受委託を行うもの以外にあっては1年間。)とする。</u>

【別紙2】

### 貸切バス委託型管理の受委託の要件

# 2. 受託者の要件

受託者は、以下の全てに該当する者であること。

ただし、既に受けている管理の受委託の許可に付された期限の満了後、引き続き、当該許可の範囲 内で行う管理の受委託の許可申請を行う場合その他国土交通大臣又は地方運輸局長が認める場合にあ っては、この限りではない。

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業に関し、以下の全てに該当するものであること。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について(平成11年12月 13日自旅第128号・自環第241号)別紙3.(2)①~⑦

【別紙3】

#### 許可に付す条件【乗合バス委託型管理の受委託】

- (1)委託の範囲は、
  - ① 実働車両数基準を適用する場合

「委託者の高速乗合バス系統全体の実働車両数に対する、高速乗合バス系統の委託に係る実働車両数(注1)の比率で、年間(注2)で1/2(又は2/3)を超えてはならないこと。」

(注1): 乗合バス委託型管理の受委託及び貸切バス委託型管理の受委託に係る委託に係る実働車両 数の合計をいう。

(注2):4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう。

② 系統長基準を適用する場合

「委託者の高速乗合バス系統全体の系統の長さに対する、委託に係る高速乗合バス系統の系統の 長さの比率で、1/2 (又は2/3) を超えてはならないこと。」

(2) 実働車両数基準を適用する場合

委託者は、国土交通大臣が指定する様式により、4月1日より翌年3月末日までの1年間を対象期間として、直営に係る実働車両数、委託に係る実働車両数その他の事項について実績を記録するとともに、毎年5月31日までに委託者を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に直近の対象期間の実績を報告すること。

【別紙4】

# 許可に付す条件【貸切バス委託型管理の受委託】

(1) 委託の範囲は、委託者の高速乗合バス系統全体の実働車両数に対する、高速乗合バス系統の委託 に係る実働車両数(注1)の比率で、<u>年間(注2)で1/2(又は2/3)</u>を超えてはならないこと

(1)管理の受委託の期間は原則<u>5年間(ただし、貸切バス委託型管理の受委託にあっては1年間。)</u>とする。

【別紙2】

#### 貸切バス委託型管理の受委託の要件

### 2. 受託者の要件

受託者は、以下の全てに該当する者であること。

ただし、既に受けている管理の受委託の許可に付された期限の満了後、引き続き、当該許可の範囲内で行う管理の受委託の許可申請を行う場合その他国土交通大臣又は地方運輸局長が認める場合にあっては、この限りではない。

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業に関し、以下の全てに該当するものであること。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について(平成11年12月 13日自旅第128号・自環第241号)別紙2.(2)①~⑦

【別紙3】

#### 許可に付す条件【乗合バス委託型管理の受委託】

- (1)委託の範囲は、
  - ① 実働車両数基準を適用する場合

「委託者の高速乗合バス系統全体の実働車両数に対する、高速乗合バス系統の委託に係る実働車両数(注1)の比率で、年間(注2)で1/2(又は2/3)以内かつ1日あたりで2/3以内を超えてはならないこと。

(注1): 乗合バス委託型管理の受委託及び貸切バス委託型管理の受委託に係る委託に係る実働車両数の合計をいう。

(注2):4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう。

② 系統長基準を適用する場合

「委託者の高速乗合バス系統全体の系統の長さに対する、委託に係る高速乗合バス系統の系統の 長さの比率で、1/2以内(又は2/3以内)を超えてはならないこと。」

(2) 実働車両数基準を適用する場合

委託者は、国土交通大臣が指定する様式により、4月1日より翌年3月末日までの1年間を対象期間として、直営に係る実働車両数、委託に係る実働車両数その他の事項について毎日の実績を記録するとともに、毎年5月31日までに委託者を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に直近の対象期間の実績を報告すること。

【別紙4】

### 許可に付す条件【貸切バス委託型管理の受委託】

(1)委託の範囲は、委託者の高速乗合バス系統全体の実働車両数に対する、高速乗合バス系統の委託 に係る実働車両数(注1)の比率で、年間(注2)で1/2(又は2/3)以内かつ1日当たりで 2/3以内を超えてはならないこと。 (注1): 乗合バス委託型管理の受委託及び貸切バス委託型管理の受委託に係る委託に係る実働車両 数の合計をいう。

(注2):4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう。

(2) 実働車両数基準を適用する場合

委託者は、国土交通大臣が指定する様式により、4月1日より翌年3月末日までの1年間を対象期間として、直営に係る実働車両数、委託に係る実働車両数その他の事項について実績を記録するとともに、毎年5月31日までに委託者を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に直近の対象期間の実績を報告すること。

(8) 委託者が受託者の法令順守状況や交通事故の発生状況を定期的(1年目は少なくとも6か月毎、2年目移行は少なくとも1年毎)に受託営業所への訪問調査により確認しなければらならず、受託者もこれに応じなければらないこと。また、委託者は訪問調査の結果を記録し、訪問調査の日から3年間保存しなければならないこと。さらに、(2)と併せて、その訪問調査の結果を地方運輸局長に報告すること。

## 附 則

- (1) この通達は平成24年7月31日以降(乗合バス委託型管理の受委託に係る申請にあっては、平成24年10月1日以降)に受け付ける申請から適用する。
- (2)「高速バスの管理の受委託について」(平成16年6月30日付け国自総第140号・国自旅第80号・国自整第52号)は、廃止する。
- (3)(2)にかかわらず、この通達の施行の際、現に許可を受けている管理の受委託の許可内容を引き続き継続するための管理の受委託の許可申請については、申請者の選択により、当分の間、なお「高速バスの管理の受委託について」(平成16年6月30日付け国自総第140号・国自旅第80号・国自整第52号)の基準により審査することができるものとする。
- 附 則(平成25年10月1日 国自安第161号、国自旅第240号、国自整第180号) 本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。
- 附 則(平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号) 本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。
- 附 則(平成28年9月23日 国自安第75号、国自旅第92号、国自整第100号) 本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請(12の規定にあっては、平成28年9月23日以降に許可するもの)から適用するものとする。
- 附 則(令和4年8月1日 国自安第62号、国自旅第151号、国自整第120号)
- (1) 本取扱要領は、令和4年8月1日以降に許可するものから適用するものとする。
- (2) 令和4年8月1日現在、現に有効な許可を受けているものについては、改正後の各規定を適用するものとする。

(注1): 乗合バス委託型管理の受委託及び貸切バス委託型管理の受委託に係る委託に係る実働車両数の合計をいう。

(注2):4月1日から翌年3月末日までの1年間をいう。

(2) 実働車両数基準を適用する場合

委託者は、国土交通大臣が指定する様式により、4月1日より翌年3月末日までの1年間を対象期間として、直営に係る実働車両数、委託に係る実働車両数その他の事項について毎日の実績を記録するとともに、毎年5月31日までに委託者を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に直近の対象期間の実績を報告すること。

(8) 委託者が受託者の法令順守状況や交通事故の発生状況を定期的(1年目は少なくとも6か月毎、2年目移行は少なくとも1年毎)に受託営業所への訪問調査により確認しなければらならず、受託者もこれに応じなければらないこと。また、委託者は訪問調査の結果を記録し、訪問調査の日から3年間保存しなければならないこと。

## 附則

- (1) この通達は平成24年7月31日以降(乗合バス委託型管理の受委託に係る申請にあっては、平成24年10月1日以降)に受け付ける申請から適用する。
- (2)「高速バスの管理の受委託について」(平成16年6月30日付け国自総第140号・国自旅第80号・国自整第52号)は、廃止する。
- (3)(2)にかかわらず、この通達の施行の際、現に許可を受けている管理の受委託の許可内容を引き続き継続するための管理の受委託の許可申請については、申請者の選択により、当分の間、なお「高速バスの管理の受委託について」(平成16年6月30日付け国自総第140号・国自旅第80号・国自整第52号)の基準により審査することができるものとする。
- 附 則(平成25年10月1日 国自安第161号、国自旅第240号、国自整第180号) 本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。
- 附 則(平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号) 本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。
- 附 則(平成28年9月23日 国自安第75号、国自旅第92号、国自整第100号) 本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請(12の規定にあっては、平成28年9月23日以降に許可するもの)から適用するものとする。